

議事日程（第4号）

平成22年12月15日（水）午後3時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情等の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第97号 川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例（質疑・討論・採決）

議案第98号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第99号 福島地方広域行政事務組合規約の変更について（討論・採決）

議案第100号 福島地方広域行政事務組合の解散について（討論・採決）

議案第101号 福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

(討論・採決)

議案第102号 平成22年度川俣町一般会計補正予算(第5号)

(質疑・討論・採決)

議案第103号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)

(質疑・討論・採決)

議案第104号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号)

(質疑・討論・採決)

議案第105号 平成22年度川俣町水道事業会計補正予算(第4号)

(質疑・討論・採決)

追加日程

発議第 9号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加反対に関する意見書

発議第 10号 医療職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

発議第 11号 後期高齢者医療制度をすぐに廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅に増やすことを求める意見書

発議第 12号 年金引き上げを求める意見書

発議第 13号 最低保障年金制度の制定を求める意見書

発議第 14号 旧産業廃棄物最終処分場に関する意見書

発議第 15号 肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)への公費助成を求める意見書

発議第 16号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書

議報告第 8号 議会改革等に関する調査特別委員会報告について

議報告第 9号 所管事務調査結果報告について

議報告第10号 議員研修会等の報告について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後3時25分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 三浦浩一君、12番議員 五十嵐謙吉君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。古川町長。

○町長（古川道郎君） 発言の訂正をさせていただきます。

12月13日の14番 遠藤宗弘議員の光風園の改築についての質問に対する答弁の中で、職員労働組合との協議におきましては、責任をもって職員等の雇用不安の解消を図るため、誠意を持って交渉等を行う中で合意に達してきたところがございますとの答弁をいたしました。その中の合意を覚書の締結に訂正をお願い申し上げる次第であります。関係皆様方にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げますながら、訂正をお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、町長からの発言の訂正を許可することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、昨日の三浦浩一議員の一般質問の中で答弁漏れがありましたので、産業課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 昨日、11番 三浦浩一議員の一般質問の中で答弁漏れがございましたので、答弁を申し上げます。

川俣精錬跡地の利活用を問うの中で、ご質問の川俣精錬跡地における借地についてでございますが、敷地面積1万244.78平方メートル、借地面積628.75平方メートル、率にしまして6.13%でございます。

以上で答弁といたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，各常任委員長から請願・陳情等の審査結果について報告願います。

最初に、産業建設常任委員長報告願います。三浦産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三浦浩一君） それでは、請願の審査結果を発表いたします。

川俣町議会議長 佐藤喜三郎様

産業建設常任委員長 三浦浩一

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、12月14日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番 号	件 名	審査結果	意 見
22	鶴沢字堂ノ窪地内の排水路の整備に関する請願書	採択	
23	T P Pの参加に対する請願書	採択	意見書提出

続きまして、陳情の審査結果を公表いたします。

本委員会に付託された陳情は、12月14日の審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

番 号	件 名	審査結果	意 見
5	町道後田本町線整備についての陳情書	採択	
6	T P P交渉参加反対に関する陳情書	採択	意見書提出

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これから請願第22号「鶴沢字堂ノ窪地内の排水路の整備に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第22号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第23号「T P Pの参加に対する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第23号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第5号「町道後田本町線整備についての陳情書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって陳情第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第6号「T P P 交渉参加反対に関する陳情書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって陳情第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、厚生常任委員長、報告願います。菅野厚生常任委員長。
○厚生常任委員長（菅野意美子君） 厚生常任委員長の菅野意美子です。

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、12月15日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

番号、件名、審査結果、意見の順に申し上げます。

番 号	件 名	審 査 結 果	意 見
24	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書	採 択	意見書提出
25	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願	採 択	意見書提出
26	高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願書	採 択	意見書提出
27	最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願書	採 択	意見書提出
28	旧産業廃棄物処分場安定化対策の意見書提出を求める請願書	採 択	意見書提出

続きまして、陳情の審査結果を発表します。

本委員会に付託された陳情は、12月15日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

番号、件名、審査結果、意見の順に申し上げます。

番 号	件 名	審査結果	意 見
3	肺炎球菌ワクチンの公費助成に関する陳情書	採 択	意見書提出
4	患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書	採 択	意見書提出

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから請願第24号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第24号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第25号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第25号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第26号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第26号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第27号「最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって請願第27号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第28号「旧産業廃棄物処分場安定化対策の意見書提出を求める請願書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって請願第28号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 陳情第3号「肺炎球菌ワクチンの公費助成に関する陳情書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 陳情第4号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、付託議案の報告をお願いいたします。

はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(遠藤宗弘君) 総務文教常任委員会の委員長の遠藤です。

総務文教委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第99号、福島地方広域行政事務組合規約の変更について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第100号、福島地方広域行政事務組合の解散について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第101号、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、審査の結果を原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3，議案第97号「川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，議案第98号「川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，議案第99号「福島地方広域行政事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 99号の福島地方広域行政事務組合の規約の変更については、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

当川俣町議会におきましては、これら総合事務組合に対します全会一致で意見書

を提出してございます。それらのその後の経過等につきましても、その意見書が出たことによって何らかの進展は分かるわけでございますが、当初の趣旨に沿った目的には程遠い内容で進展しているわけでございますので、私はこれら事務組合の規約の変更等につきましては、時期尚早であるというふうな判断の下において反対をいたします。以上。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成者の討論はありませんか。高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 私は、賛成の立場で発言したいと思います。

この議案は、3月の全員協議会で、この一連の流れの説明を受けまして、我々了解したと私は思っております。そして、今回の議案になったわけですので、意見書は出しましたが、当然我々は分かっていたわけでございますので、私は賛成ということにします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに反対者の討論はありませんか。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番の石河でございます。この議案第99号に私は反対の立場で討論に立ちたいと思います。

この福島地方広域行政事務組合の規約の変更につきましては、当然、今回の行政事務組合の解散に伴っての規約の変更になるわけでありまして、当局もご承知のように、川俣町光風園につきましては、半世紀以上にわたって本町はもとより、県北地域の高齢者福祉の中核の施設として、今日まで多くの高齢者への養護サービスを行ってきたところであります。今日の高齢者を取り巻く環境は申し上げるまでもなく、核家族化が進み、低所得者の高齢者や1人暮らしのお年寄りが急増しておるわけでありまして、光風園のような施設がますます必要となってきているわけでありまして、また、今回の民間移譲によって、施設で働いている労働者の皆さんは、再雇用されたとしても賃金は安くなり、待遇が悪くなることは明らかであります。更に、本町議会は先ほどもありましたように、11月26日に全員一致で施設の改築後に運営移譲されるよう求めた意見書が全員一致で提出をされております。当然のことながら町民の暮らしや福祉を守る立場からいたしましても、広域行政事務組合の解散には反対でありますので、以上のような理由から99号には反対であります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成者の発言はありませんか。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。私は、老人福祉を取り巻く環境の変化、国の政策の変更により、組合解散はやむを得ないものと判断して賛成いたします。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（佐藤喜三郎君） はい、着席願います。起立少数です。

よって、議案第99号は、否決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，議案第100号「福島地方広域行政事務組合の解散について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） この議案等につきましては、前段で99号、事務組合の規約の変更も否決したとていうふうな、これ非常に関連する問題でございますので、ご存じのように解散するということは、今、老人福祉に課せられております数々の課題が山積してございます。これらをもっと入所者も安心、働く者も安心、地域にとっても安心というふうなお墨付きなり、そういった改正点が現況の中では全然見受けられないというふうなことが言えるわけでございまして、なおかつ今、運営されております広域事務組合に対します、特に川俣町に対します施設は、地元の納入業者の方々も大変経済的な効率効果も高まるわけでございますが、これ一方的に民営化されますと、そういった地元の納入業者も潤うことができなくなるというふうなジレンマにも立たされるわけでございますので、これまた時期尚早であるということで反対をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、賛成者の討論はありますか。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私は、賛成の立場であります。というのは、国における広域市町村圏施策がもう既に廃止されております。私自身は改築をしてからやるというものこれは私の理想であり、私も賛成した1人でもあります。ただ、改築する場合において、川俣町に新築されるということは、組合の中では考えられておりません。したがって、川俣の町民が多く勤め、川俣町の業者が多く納入してる昨今、やはり川俣町の利益になることが私は最善策かなというふうに考えておりますので、それを私は賛成したいと思っております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（佐藤喜三郎君） はい、着席願います。起立少数です。

よって、議案第100号は、否決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第101号「福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 9番 新関善三です。99号、100号ともそれぞれ関連いたしまして、否決というような当議会は判断に立っておるわけでございますので、それらに伴いまして、当然解散は承知できないものというふうに私は判断しているわ

けでございまして、やはりもっともっと真剣になって総合事務組合の管理者、あるいは幹事の皆様方も、これを川俣町の議員が同意できるのにはどこが足りなくて、どこを補強し、どこを改善することによって安心して継承でき得るものというふうな明文化をした後に私は解散すべきであって、これまた現況の中では非常に時期尚早であるというふうな理由の下に、私はこれらの解散には反対をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成者の討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（佐藤喜三郎君） はい、着席願います。起立少数です。

よって、議案第101号は、否決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8、議案第102号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 何点かお聞きをしたいんですが、まず、一般会計補正予算の15ページですか、ここに民生費で児童福祉費がありまして、日々雇用賃金97万1,000円の補正増額が載っているわけでありましたが、今、町ではすみよし保育園の民間委託を進めているわけでありましたが、残り12月議会で議決したとしても残り3か月だと思うんですね。残り3か月の中で97万1,000円という、町で臨時職員を17万円か18万円だと思うんですね、月ですね。そうしますと大体2人分くらいなのかなと、こういうふう思うんですが、これらが増額しなくてはいけない理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つですが、25ページですが、ここに旧小島小学校の跡地利用の事業費の補正と旧福沢小学校の跡地利用の事業補正載っているわけでありましたが、特に小島小学校の方ですが、現に体験宿泊というんですかね、試験的に子どもさん方とか大学生とかご利用なさっているように聞いているんですけども、条例は今日可決をしたわけでありましたが、この間、この利用なさっている方々の利用料金と言いますか、費用実費弁償と言いますか、そういったものはどうなっているのか、収入の方が全然ありませんので、お聞きをしたいと思います。

それから、福沢小学校羽山の森美術館でございましてけれども、地元の方々協力会をつくって毎日管理業務にいそしんでいるわけでありましたが、いろいろ始まって問題はありますが、特に1点、今日もこれ大変寒いわけでありましたが、羽山の森美術館の2階の展示室スペースには、一切暖房装置がないんですね。あの寒い、これから真冬に入っていくわけでありましてけれども、観覧者の方も当然寒いとこ

う思いますし、それから、管理をなさっている協力会の方々も自己防衛で防寒服を着たりして従事をしているわけではありますが、あと絵の保存等も含めまして、この2階の展示室、企画展示室、第1展示室、第2展示室とありますが、これらが空調関係ですね、これらについては絵の保存も含めまして、あるいは寒さ対策も含めまして補正にはあがってこないんですけども、どのような考え方をお持ちなのかお聞きをしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

15ページの保育環境整備事業費の日々雇用職員賃金97万1,000円の増額の理由でございますが、これは23年4月から社会福祉協議会に業務委託をする予定でございます。社会福祉協議会で採用する予定の職員に対しまして、現在のすみよし保育園の業務を熟知していただくために、園長候補者並びに保育士の候補者、事務候補者、栄養士候補者に対しまして事前に引き継ぎを含めた研修をしていただくために日々雇用するものでございまして、延べ人数にしまして80日間の日々雇用の賃金として金額97万1,000円を計上させていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

条例施行前の算入であります。雑入で入れております。小島については、雑入で入れております。福沢については、以前から小学校にありましたストーブをそのまま使うことになっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再質問させていただきますけれども、私も理解できないので質問したんですが、今、こども教育課長の話ですと、社会福祉協議会でこれから働く人に引き継ぐために町が臨時職員として雇用してやるというのは、これ財政支出上ですね、私は非常に疑義があるんですけども、それをやるとすれば、その引き継ぎ費も含めて社会福祉協議会に支出して、社会福祉協議会が雇用して、教育委員会で協議をして、この2か月間引き継ぎのために仕事に従事させてくださいと言うなら分かるんですけど、社協で働くべき人を事前に町が臨時職員にしちゃうというのは、これ本来、雇用関係に立たないんですね、町はね。ですから、財政上、非常にやり方としてはまずいと私は思うんですけども、なんでこの社協の方に金を出すというね、引き継ぎを含めて当然あの委託をする場合はそういったことは想定されることですから、そのことも含めて委託料に入れておいて、社協の方が取るのが当たり前ですよ。それは。町が取るなどというばかな話はないですよ、そんなことは。ですから財政法上、この支出できるという根拠がどこにあるのか、私は再質問させていただきます。

それから、雑入で小島小学校の話ですが、雑入で入っているというんですが、どういう料金体系でこの徴収なさっているのか、その根拠となるものは何なのかです

ね。お金を取るということは、当然規則とか条例で決まっているからお金を取るわけですから、雑入で取っていますということであれば、何を根拠にして徴収をなさっているのかお聞きをしておきます。

それから、羽山の森美術館ですが、学校の暖房を使うという今、答弁だったんですけども、学校の暖房はパネルの後ろで使えないんですよ、現実的にはね。あそこで暖房炊いたらパネルが加熱して、私は不測の事態も生じるかと、こういうふうに思うんですけども、特に第1、第2展示室は全くストーブはもうパネルの後ろになっているわけですから、隙間スペースもほとんどないわけですから、あそこのまま暖房使ったら非常に危険だというふうに思いますし、絵の方も学校の暖房そのまま使えば、せっかく寄附なさってくださっている方、あるいは貸与して皆さんに見ていただいている絵もかなり保存状態が悪くなるのではないかと、こういうふうに私は危惧するものでありますが、そのような考え方で本当に大丈夫なのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員の再質問に答弁を申し上げます。

川俣町と社会福祉協議会は、今現在、仮契約を締結した段階でございまして、まだ正式契約には至っておりません。更にすみよし保育園の業務を4月から円滑に引き継ぐために、川俣町が責任を持って引継業務を行うというふうなことで約束をしている関係上、日々雇用賃金という形を取らせていただいたものでございまして、ご理解いただきたいと思っております。川俣町の賃金支弁職員雇用管理規程に雇用基準もございまして、町の臨時雇用基準に基づき雇用しようとするものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

雑入であります。電気、あるいは灯油ということをお想定してございまして、御礼ということでお金をお金を雑入で入れさせてもらっております。

あとパネルでございまして、今まで暑かったので、今後、寒くなるということであれば、パネルを開いて今後、設置をしていきたいというふうに考えております。

先ほどの御礼については、1人500円程度の御礼ということをお考えいたしました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再々させてもらいますが、そういった事務引継ぎのこと、こども教育課長答弁したのね、事務引継ぎ上、そういったことが生じるというのはそれはそれで良いんですよ。けども、そのお金を町が臨時職員として雇用するということについて、それは川俣町が必要とするものではないでしょう。受けた方が引き継ぎの人材を育成するために必要なことでしょう、そのことは。だとすれば、その費用分担は、当然にして受注者、受託者の方でやるのが当たり前でしょう。仮契約だろうが本契約だろうが同じことじゃないですか。受けた方がその職員を雇うんでしょ。受けた方が引き継ぎの準備をするんでしょ。引き継ぎのために、町は最

大限の利便性を払ってやる。だから、一緒に仕事をしてもらっても良いですよ。毎日の業務処理と一緒にすることも、やることによって仕事を覚えてもらいますよ。それは町が用意すべきことですよ。町がやるべきことですよ。だけど、お金を払うというのは、受けた社協の方が払うのが当たり前じゃないですか、そんなの。だから、地方財政法上、どこの根拠でその支出ができるんですかということをお聞きしているんですよ。全然支出項目に当たらないでしょう、相手に支出する、その人を雇用しなくちゃいけない。そのことを聞いているんですよ。だから、何が根拠で財政支出できるんですかということをお聞きしているんだから、そこをちゃんと地方財政法上の根拠を示していただかないと答弁になりませんよ。この費用の算定は、賃金支弁規程だなんだ、それは算出するうえでの根拠はそこにあるというだけの話だから、財政支出する根拠は何ですかということをお聞きしているわけですから、そこをちゃんと答えてください。

それから、小島小学校の話ですけど、500円程度だと言うんだけど、御礼と言うことは寄附を受けたということでしょう、町は。寄附行為でしょう、違いますか。御礼というのは寄附行為でしょう。別に条例とか規則とかに従ってお金を払っているわけじゃないでしょう。だとすれば、それは寄附でしょう、町に対する。違いますか、財政法上取扱いが収入として取り扱う場合、寄附でしょう。普通何もなくてどうぞお使いくださいと言ったら寄附じゃないですか。だから寄附採納になるんじゃないんですか、それは。だから、その処理はしていないわけでしょう、今まで1回も。それだって財政法上どういうふうに取り扱っているのかということですよ。そこをはっきりしていただきたい。

それから、羽山の森美術館ですけど、寒いから対策しなくちゃならないということももちろんであります、肝心の一番の大切な財産である絵でしょう、絵が一番多いんですから。学校の暖房方式でやって、絵はそじゃないんですか、それで。大丈夫なんですか。皆さんがせっかく寄附してくれた絵が、油絵に普通の強制暖房でブーブーやったら、色落ちをされるかもしれません、乾燥するかもしれません。絵がだめになる可能性だってあるじゃないですか。そしたら、せっかくの善意を踏みにじることになるから私は聞いているんですよ。だから、寒さ対策も絵の保存対策も含めて、そういった対策で本当に大丈夫なのか再々質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 1番 高橋道弘議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、第1点目の、ただいまこども教育課長答弁した中身でございますが、これ議員ご指摘のとおりだと思います。しかしながら、教育委員会といたしましては、これ本当に経験のない社協との話し合いの中で、やはり責任を持った職員の引き継ぎをするうえでは、やはり教育委員会が主体性をもって予算化して、きちんとした引き継ぎをして4月1日に臨むと。これは基本だということをお踏まえまして、このような方法を取った次第でありますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、小島小学校の件でございますが、これは過日、小島地区の振興会の方で昨日の答弁でも申し上げましたとおり、この宿泊に伴う協力会の仕事と言いますか、研修の指示を出しておりました、既に11月から研修を進めているわけですが、その中で実際に風呂を焚き、食事をしてもらい、そして、どういう動き方を協力会がすべきかということで検証をしたいということで、川俣小学校の児童約50名と私伺っておりますけれども、参加をして実際に泊まってもらった研修、いわゆるこれは正式な宿泊訓練ではなくて、自然体育館のオープンに向けた一つの研修としてとらえたわけであります。その中の中身は、餅つき体験、あるいは乗馬体験、そういうものを主とした自分たちで食事を作ったりして実費を寄附されたというふうには聞いております。このような状況でありますので、ひとつこれも弾力的にご理解を賜りたい。

それから、三つ目のストーブの件でございますが、確かにそれもそのとおりでございますが、当初、冬期間については、これは休館するかどうかということを一応話し合っております、この点については今後、課題だと思います。それで、最初のスタートではですね1、2、3月は休みにしたらどうかという案は本当に小島地区とも真剣に話し合った中身であります。しかし、オープンしてお客さんが非常に多いので、今のところ地区も一生懸命やっておるわけですが、ストーブの件、私も承知しておりました。焚けない状況です、今のところでは。それでですね、これらについてどういう方法があるのか、専門家に場所を見ていただきまして善処してまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 全くこういうことが知らされると、担当委員会としては非常に困るんですね。だって、最初に、教育委員会でこの訓練のために人を雇うなどということは全然話していないでしょう。教育委員会は何かと言えば、是非説明させてくれ、説明させてくれといって委員会開かせるわけですが、こういう肝心なこと何一つ説明してないでしょう。ましてやこんな形で社協が雇うべき人間を町の給料で雇って、それを引き続き社協に渡すなどというのは、じゃ今、募集かけているのは何なんだと、幻なのかと。全く一つひとつが全く矛盾だらけになっちゃうんですよ。12月1日に募集かけますからと言うから、これは議会にも報告しないものを、契約も報告しないものを募集かけたら大変だよと言って、私、事務局長に話をして、1日の募集は止めたんですよ。それで、報告は受けた。しかし、片方では募集やってますよね、今、回覧やなんかで、社協は。そういう行動を起こしてないからですよ、ここで金を払って今度また雇って、この人を今度社協に回すんだみたいなことになったら、全然何をやっているのか分からなくなっちゃいますよ。ましてやこういう人の雇い方というのはないでしょう。必要ならば社協にちゃんと委託費を払って社協で雇ってもらって、それで対応するというなら分かりますが、この一般会計から人件費払ってやったら、会計処理は成り立たなくなっちゃうでしょう。

成果の概要やなんかどうするんですか。ここを出しちゃったならば、決算まで出ていくわけですから、対応しようなくなっちゃうと思うので、その辺については財政課長、どういうふうにかはつきり答えてもらいたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいま教育長の方からも答弁がございましたが、まず、保育所の運営引き継ぎの業務につきましては、町が責任を持って行うということで確認が取れてますので、そのための保育環境整備事業という、そうした特化した事業の中で行うというものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 引き継ぎをスムーズにやるなどというのは、だれも言っていないんですよ。だから、こういう形で引き継ぎをするのであれば、こういう支出をしますよという要綱なり条例なりちゃんと作って、そして実施するんだったらば、何も私は言わないんですよ。ほかの事業所に仕事に就くと、社協に就くということが明確な人に対して、ここで会計支出して訓練するという、こんな話は会計処理上できないでしょう。何とか了解してくれと言われても、会計処理上の規定にないですよ、こんな形は。これは財政課長、それはいいですよ、この答弁は。だから、会計処理上、こういう項目に基づいて、そしてやるから大丈夫なんだという答えしなくちゃだめですよ。スムーズに引き継ぐために了解してくれなどという、そんな井戸端会議じゃないんですから、条例規約に基づいて運営するというのは、役場の鉄則でしょう。そこをちゃんと私は聞いているんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はだれですか。町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

今、町の方ですみよし保育園の動いているわけでありましたが、この財政予算上での質問のとおりであります。1番から出たとおり、町の方で採って、それをするという事は、私もそれはまずいと思います。したがって、そのことについては、この中にあるというようなことで整理をさせていただきますので、なお、今後の社協との関係については、また、総務委員会の方で報告いたしますが、この会計処理は間違わないように、ここの中でこれは対応していくというようなことで整理をさせていただきたいと思います。質問ありましたようなことで、その社協の職員にやるということではなく、このようにしていくと、そうさせていただいて、なお、後ほどその結果については、また、報告させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 再々質問させていただきますが、町の責任者である町長が出てきて、そういう説明をすれば、議会としては後でいろいろ内容やりますと言ったって、ここの提案そのものが間違っているということをお認めなんですよ、今。だったらこの提案を撤回して、出し直す以外に方法はないと思いますよ、今の町長の。

だから、町長出てこない方がいいですよと言ったのは、そこなんです。町長がそう言っているのに、今度は議会で町長が間違っていますからと言っているのに、議会は良いですと、こんなこと言ったら、あんた天下の笑いものになっちゃうでしょう。だから、これ撤回してもらわなければならないです。そうなれば。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 説明の中で社協の職員にということが問題だという指摘であります。これは町の予算でありますから、町の予算でありますので、このような使い方をしていくということで、私はご理解をいただきたいということで話しました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 私も所管の委員会の副委員長として、ささやかな質問をさせていただきます。

今の話は寝耳に水みたいな話なんですけど、町長またそういうふうに撤回したんで、地方財政法の何条ですか。何条で問題ないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

地方財政法の関係につきましては、調べてからご答弁申し上げたいと思います。以上で答弁といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それではここで暫時休議します。当局の方は整理して答弁してください。

（午後4時22分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後4時51分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ただいま当局の方で先ほどの問題について、訂正をしている最中でございますので、まとまるまで暫時休議いたします。よろしく願いいたします。 （午後4時52分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後5時34分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま町長より議案の訂正請求が出ましたので、ここで議会運営委員会を開催したいと思っておりますので、暫時休議したいと思います。議会運営委員の方は議長室にお集まりください。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。 （午後 5 時 3 4 分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、再開いたします。 （午後 5 時 5 4 分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、結果について報告をいたします。

議案第 1 0 2 号について訂正請求がございましたので、日程に追加をして審議したいというふうに決定をいたしましたので、報告をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議事日程の追加についておはかりいたします。

議案第 1 0 2 号「平成 2 2 年度川俣町一般会計補正予算（第 5 号）」について、議案の訂正請求の申し出がありました。訂正請求についてを本日の日程に追加したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正請求を日程第 8 として、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、議事日程（第 4 号）の日程第 8、「議案第 1 0 2 号 平成 2 2 年度一般会計補正予算（第 5 号）」を日程第 9 とし、以降、順次日程を一つずつ繰り下げるようお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 8、「議案の訂正請求について」を議題といたします。当局の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 1 0 2 号、平成 2 2 年度川俣町一般会計補正予算（第 5 号）訂正請求。

議案第 1 0 2 号、平成 2 2 年度川俣町一般会計補正予算（第 5 号）訂正請求についてご説明を申し上げます前に、本議案が訂正となりましたこととお詫び申し上げますとともに、今後は十分な確認を行い、提案をさせていただく所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

本議会に訂正の請求をいたします議案は、平成 2 2 年度川俣町一般会計補正予算（第 5 号）訂正請求についてであります。すみよし保育園を平成 2 3 年 4 月 1 日から民間委託するにあたり、業務の移管を適切に行うため、予算を計上いたしました。が、精査の結果、一部に変更を必要とする箇所が生じたため訂正し、ご審議をいた

だくことといたしたところでございます。なお、訂正いたしました内容につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決賜りますようお願いを申し上げます、訂正請求の提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております「議案訂正請求について」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案の訂正請求について」は、許可することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、訂正後の資料を配付願います。（資料配付）

それでは、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） それでは、ご説明を申し上げます。いろいろご意見を賜りましたが、仮契約を締結をいたしております川俣町社会福祉協議会との委託契約を締結をいたしまして、委託料によりまして事前引き継ぎ業務が円滑が行われるよう対処したいと思っております。

議案第102号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第5号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 保育所運営事前引継業務委託料ということで、これは恐らく社会福祉協議会の方に委託をしてやられるんだと思いますが、先ほどの説明ですと、スムーズにいくために、園長だとかなんかという言葉も出されたんですが、どういふ人をこれで委託引き継ぎに使うんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 今回、補正予算に計上いたしました内訳としまして想定しておりますのは、園長候補者並びに保育士の候補者、事務員、栄養士の候補者を予定しておりますのでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そこまで準備しているなら、園長は2人なんですか、3人なんですか。保育士は5人なんですか、6人なんですか。栄養士は10人なんですか。分からないでしょう、全然。議会にやっぱり説明するからには、こういう構成で委託するんですと委託費の使い道ぐらいは説明してもらわないと、議会で、ただおめらはただ黙って賛成すればいいんだという、そういう提案ですよ、これでは。だから、その辺をきっちりと説明してもらわないと分からないでしょう。私、担当委員会の責任者としても、そんなこと全然説明つかないですよ、町民の皆さんに。どういふふう運営の事前引き継ぎやるんですかと言われてたって、いや園長5人ぐらい委託して、そのうちから一番良い人選ぶんでないのかいとでもいふことになっちゃ

いますよ、これでは。だから、はっきりしてくださいと言うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 遠藤議員の質問にご答弁申し上げます。

説明不足大変申し訳ございませんでした。予定しておりますのは、園長候補者1名、8,200円の30日をまず予定しております。そのほか保育士の担当といたしまして2名の30日の1日当たり8,200円。それから事務員でございますが、事務員1名、10日間で単価7,530円の賃金で見えております。更に栄養士1名、10日間で8,200円で見えております。更にこの方々に対する通勤手当といたしまして、平均額で月額で7万5,000円ほどの通勤手当相当分の委託を見ておるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 人数は分かったんですが、そうすると、これは社会福祉協議会の方で、今、募集している人たちの中で採用した人に対する引き継ぎ業務を進めるという理解でいいんですか。それともなんかどういう形で引き継ぎ業務を進めようとしておられるわけですか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） ご質問に答弁申し上げます。

社会福祉協議会では、1月に採用予定者の試験を行いまして、1月末には採用候補者を決定する予定にしております。したがいまして、採用予定者の中から先ほど申しました候補者を2月から3月にかけてまして、引き継ぐために委託をするものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、議案第103号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第11, 議案第104号「平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第105号「平成22年度川俣町水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、議事日程の追加についておはかりいたします。

発議 8 件、議報告 3 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 (佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがいまして、発議 8 件、議報告 3 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長 (佐藤喜三郎君) 追加日程第 1, 発議第 9 号「T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉参加反対に関する意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長 (高橋清美君) 別紙発議書を朗読した。

○議長 (佐藤喜三郎君) ここで提出者の説明を求めます。三浦浩一君。

○11 番 (三浦浩一君) それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉参加反対に関する意見書

政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。この中で T P P についての交渉の参加・不参加を先送りにしたものの、「関係国との協議を開始する」と判断したことは、きわめて遺憾である。我々は、改めて、T P P 交渉への参加には反対であり、絶対に認めることはできない。

仮に今後、政府がすべての品目を自由化交渉対象とし、T P P 交渉に参加する判断を行えば、W T O 農業交渉における、「多様な農業の共存」という高い理念の実現に向けた取り組みは一瞬にして水泡に帰し、多くの国々や関係者の信頼を裏切る背信行為となる。

基本方針では、わが国農業文化について「国を開く」ことを目標に掲げているが、農業分野はすでに十分開かれている。わが国は世界最大の農林水産物純輸入国であり、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上である。

わが国 1 億 2,000 万人の国民の食料安全保障を担保し、安全・安心な食料の安定供給と併せ、農林水産業が果たしている地域経済、社会、雇用の安定を確保することが、わが国の「強い経済」を実現することにつながり、「未来を拓く」ことになる。

わが国は、今、たしかに「歴史の分水嶺」に立っている。地球環境を破壊し、目先の経済的利益を追求し、格差を拡大し、世界中から食料を買いあさってきたこれまでのこの国の生き方を反省しなければならない。福島其自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にし、美しい農山漁村を守り、人々が支え合い、心豊かに暮らし続け、日本人として品格ある国家を作っていくため、川俣町議会は、我が国の食料安全保障と両立できない T P P 交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできない。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 西岡武夫 様

内閣総理大臣 菅 直人 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
外務大臣 前原誠司 様
経済産業大臣 大島章宏 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

なお、もう1通陳情で意見書提出なっておりますが、これも同意分でありますので、1本にしてお出ししたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第2、発議第10号「医療職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 医療職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきた。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっている。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化している。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして安全・安心の医療・介護を実現することが大切であり、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らせる制度確立が求められている。看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るため、国においては下記事項について対策を講じるよう要望する。

記

- 1 ILO看護職員条約に基づき、看護師などを夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

内閣総理大臣 菅 直人 様

総務大臣 片山善博 様

財務大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 高木義明 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第3，発議第11号「後期高齢者医療制度をすぐに廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅に増やすことを求める意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 後期高齢者医療制度をすぐに廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅に増やすことを求める意見書

厚生労働省は、高齢者医療制度の改革について「中間とりまとめ」を発表した。会社などで働く高齢者や会社員の扶養家族になっているものを除いて、高齢者は基本的に国民健康保険に加入することになり、保険料は世帯主が払うというものである。

しかし、65歳以上（または75歳以上）の高齢者の医療費は現在の制度と同じように、都道府県単位で、別勘定で財産運営し、医療給付費の1割負担を高齢者自身の保険料でまかなうとしている。これは高齢者の医療費の増加によって保険料が上がる仕組みが残ることとなり、医療費の抑制を迫るものとなっている。

現に崩壊の危機にある医療と保険制度の解決の見通しがなんら示されず、高齢者の差別を複雑な形で温存し、医療費削減の意図が見え隠れするこの「中間とりまとめ」は、国民に医療の安心を保障するものとなっておらず、マスコミもいっせいに、「拙速」としてこの医療制度改革提案を批判している。

よって、本町議会は、下記により後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し、将来の医療制度の設計については、十分国民の意見を聞き丁寧な議論をすることを求める。

記

- 1 後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し、もとの老人保険制度に戻すこと。
- 2 保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への国保負担金を増やすことなど必要な財政措置を講ずること。
- 3 70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を原則1割にすること。
- 4 国庫負担を増やし、75歳以上高齢者の医療費窓口負担をなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4，発議第12号「年金引き上げを求める意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 年金引き上げを求める意見書

高齢者の所在不明が次々と報道され大きな社会問題となっているが、背景には高齢者の貧困があることが指摘されている。

この10年間、年金は3度引き下げられ、地方、所得税・住民税の増税や、低所得者の住民税非課税措置の廃止などで、高齢者の生活は非常に苦しくなっている。とりわけ無年金・低年金者の生活はきびしく、安心して老後をおくることができなくなっており、憲法で保障された最低生活を保障することはいま緊急の課題となっている。

現在無年金者は100万人をこえ、低年金者はその何倍にもものぼり、国民年金保険の納付率も60%前後まで低下し、将来の無年金・低年金者の増加が懸念されている。

私たちは、「消費税に頼らない最低保証年金制度」をめざしているが、制度が実現するまで、膨大な無年金・低年金者を放置することはできない。

ただちに無年金・低年金者に、生活を保障する「支援金」を支給することを強く要求する。また、2010年の『物価指数』が低下したとしても、前例に倣って年金額改定は凍結すべきである。

については、無年金・低年金者が生きる希望の持てる生活が送れるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 無年金・低年金者に「生活支援金」を支給すること。
- 2 消費者物価指数が下がっても2011年度の年金引き下げは行わないこと。
- 3 高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

財務大臣 野田佳彦 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第5, 発議第13号「最低保障年金制度の制定を求める意見書」を議題といたします。議会事務局長。

○議会事務局長(高橋清美君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) 提出者の説明を求めます。菅野意美子君。

○8番(菅野意美子君) 最低保障年金制度の制定を求める意見書

高齢化が進む中で、お年寄りの年金は下げられ、税金も年々増えるなど、安心して老後を送ることが出来なくなっている。

無年金者や低年金者はますます増えており、生活保護受給者をふくめ、これらの人々に憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっている。

民主党政権が7項目を中心とした新年金制度構想を提起し、国民からの意見を求めている。しかし、現在の無年金者や低年金者は制度の埒外に置くことや、財源を消費税増税に求めるなど、多くの問題を含んでいる。

年金の財源は、高齢者や所得の低い人にもっとも負担が重くなる消費税に財源を求めるのではなく、無駄な公共事業費や防衛予算を削減し、大企業、大資産家からの税負担を増やすなど、応能負担を徹底して徴収すべきである。

よって、本町議会は、全額国庫負担による最低保障年金制度をただちに制定するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長(佐藤喜三郎君) これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから発議第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第7，発議第15号「肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成を求める意見書」を議題といたします。議会事務局長。
- 議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。
- 議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。菅野意美子君。
- 8番（菅野意美子君） 肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成を求める意見書

肺炎は、全死亡原因中での依然第4位を占めており、特に高齢者にとって肺炎は深刻な問題であり、肺炎による死亡率は高齢になるほど増加する傾向がある。

肺炎の予防が可能なものとして、インフルエンザウイルスワクチン並びに肺炎球菌ワクチンがある。インフルエンザウイルス、肺炎球菌は、呼吸器感染症における代表的病原体であり、肺炎球菌は肺炎のみならず肺血症、骨髄炎といった致死率の高い合併症を起こしやすく、また、この両者は呼吸器感染症の中ではワクチンによる予防が可能な数少ない病原体でもある。

欧米では、この両者に対するワクチン接種が強く奨励され、高齢者、慢性呼吸器疾患、糖尿病等のハイリスクグループに対する摂取率を伸ばそうとする取組みが国家レベルで行われており、実際、米国では既に65歳以上の高齢者の半数以上が両ワクチンの接種を受けている。

この点で先進諸国の中で、日本のワクチン行政の遅れが指摘されている。高齢者はインフルエンザウイルスと肺炎球菌に罹患するリスクが高く、インフルエンザ罹患後に肺炎球菌が関与する可能性が高いとされており、実際、インフルエンザワクチンと肺炎球菌両ワクチンを併用して摂取することにより、高い有用性が報告されている。

近年、ペニシリン体制、肺炎球菌等薬剤体制化が進んでおり、事前にワクチンによる予防が重要視されている。ワクチン接種の向上には、重要性の認識の更なる徹底と公費助成と社会的援助体制が欠かせず、インフルエンザのワクチンは高齢者に対し、2001年より公的助成がなされている。これに肺炎球菌ワクチンを追加することにより、更に高齢者の肺炎による死亡、長期入院を減少させることになり、医療費を削減し、地域住民の健康福祉の向上につながることから、次の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種を予防接種法による定期接種に位置づけ、国による助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 西岡武夫 様

内閣総理大臣 菅 直人 様
総務大臣 片山善博 様
財務大臣 野田佳彦 様
厚生労働大臣 細川律夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから発議第15号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第8、発議第16号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」を議題といたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書

深刻な不況と働く人の3分の1が非正規職員という下で、医療費の窓口負担を払えない人、経済的理由で受診を控える人が増えている。日本医療政策機構の日本の医療に関する世論調査、東大医科学研究所のがんや糖尿病などの慢性疾患の調査でも、若年層、低所得者での医療費負担に対する不安の増加、長期にわたって医療費負担を強いられる難病患者、慢性疾患患者の加重負担などのもとで、経済的理由による治療中断、受診の手控えが増え、歯科の分野での受診抑制も顕著となっており、医療費の窓口負担引き下げは緊急課題であることが明確になっている。

福島県内の医療機関からも無保険者、短期保険者が目立つようになった。生活保護の人が増えている。ひどくなるまで受診しない人がいる。病状が悪化するまで受診しない人がいる。重症患者が増加している感じ、痛みが引かないまま中断してしまう患者が多いとの声が寄せられており、経済的負担が患者を治療から遠ざけている実態が明らかになっている。

このまま受診抑制が続けば、症状が悪化して取り返しのつかない事態になる心配があり、また、この状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになってしまう。患者負担が重くて医療

を受けられない状態では、国民皆保険とは言えない。

アメリカを除く欧米の先進国では、医療の窓口負担は無料が当たり前であり、今日の行政の下、直ちに実施すべき措置として、窓口の原則3割負担から2割、できれば1割負担への引下げ、子どもと高齢者の無料化の実現など、住民、患者さんが費用の心配なく安心して受診できるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

1 患者窓口負担を大幅に軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 西岡武夫 様

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

総務大臣 片山善博 様

財務大臣 野田佳彦 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第9，議報告第8号「議会改革等に関する調査特別委員会報告について」を議題といたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の報告を求めます。

高野善兵衛議会改革等調査特別委員長。

○議会改革等調査特別委員長（高野善兵衛君） 15番 高野です。

議会改革等に関する調査特別委員会報告書を朗読をもって報告します。

はじめに

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上の

ために果たすべき役割は、将来に向けてますます大きくなることが明白である。我々はそれを踏まえ、自己研さんと資質の向上に努め、町民に信頼され、存在感のある豊かな議会とするため努力しなければならない。

今般、議会改革等に関する調査特別委員会を設置し、町民の皆様から寄せられるさまざまな意見や要望に対し応えるため、行政執行の監視機能を高め、本町にとって最も効率的、効果的な議会運営や議員定数及び報酬等の在り方の調査研究を重ねてきた結果を報告する。

1 調査活動の経過

平成22年	6月11日	議会改革等に関する調査特別委員会設置
平成22年	6月24日	第1回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査計画作成)
平成22年	7月20日	第2回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査活動)
平成22年	8月19日	第3回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査活動)
平成22年	9月3日	第4回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査活動)
平成22年	9月27日 ～28日	先進地の調査研究 (山形県庄内町、山形県川西町)
平成22年	10月20日	第5回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査活動)
平成22年	11月2日	第6回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査活動)
平成22年	11月10日	第7回議会改革等に関する調査特別委員会 (調査活動)
平成22年	11月26日	第8回議会改革等に関する調査特別委員会 (報告書原案作成)
平成22年	12月6日	第9回議会改革等に関する調査特別委員会 (報告書内容確認)
平成22年	12月8日	第10回議会改革等に関する調査特別委員会 (報告書内容確認)
平成22年	12月9日	第11回議会改革等に関する調査特別委員会 (最終・報告書完成)

2 委員会の構成

委員長	高野善兵衛
副委員長	石河清
委員	遠藤宗弘 三浦浩一 菅野意美子 斎藤博美 菅野清一 高橋道也 高橋真一郎 高橋道弘

(以上10名)

3 これまでの議会改革に関する取り組みについて

(1) 定数について

昭和30年～46年 30人 (昭和44年12月20日改正 法定数30人)
昭和46年～58年 26人 (昭和57年12月17日改正 法定数30人)
昭和58年～平成7年 24人 (平成4年12月18日改正 法定数26人)
平成7年～15年 22人 (平成12年12月15日改正 法定数26人)
平成15年～19年 20人 (平成18年12月12日改正 法定数22人)
平成19年～ 16人

(2) 議員報酬について

(単位：円)

年月日	議長	副議長	議員
平成元年 4月	223,000	186,000	166,000
平成2年 4月	235,000	196,000	175,000
平成3年 4月	263,000	214,000	192,000
平成4年 4月	286,000	226,000	203,000
平成5年 4月	309,000	237,000	213,000
平成7年10月	338,000	254,000	228,000

ここで余談を挟みます。今から15年前の給料のまま働いている人がいるかどうか
も参考にさせていただきたいと思います。本題に戻ります。

(3) 議会運営について

- ①庁舎玄関に議会開催中の表示。(平成11年12月定例会から)
- ②傍聴者へ議会日程表示、質問項目の資料配布。
(平成11年12月定例会から)
- ③議会本会議庁舎放送。(平成11年12月定例会から)
- ④一般質問対面方式の採用。(平成12年3月定例会から)
- ⑤夜間議会の開催。(平成12年6月定例会)
- ⑥議事録の中央公民館図書室設置。
(平成12年1月議会分から、13年1月設置)
- ⑦一般質問の一間一答方式の採用。
(平成17年6月定例会から・1時間以内)
- ⑧一般質問での再質問の場所対面式を中央の席とした。
(平成19年9月定例会から)
- ⑨各議員の机にマイクを設置。(2人に1台・平成21年9月定例会から)
- ⑩傍聴者に一般質問通告書全文を配布。(平成22年6月定例会から)

(4) 議会広報について

- ①議会だより第1号の発行(昭和52年5月20日に議会特集号として)
- ②議会だよりの紙面の改善。(平成12年2月号から)

- ③議会だよりの表紙及び最終頁のカラー化。(平成18年5月号から)
- ④議会だよりに町民からの寄稿(町民の声)を掲載。(平成20年2月号から)
- ⑤議案等の賛成・反対の氏名掲載。(平成20年5月号から)
- ⑥一般質問について1議員1ページを確保。(平成22年5月号から)

4 調査結果

(1) 議員定数について

本町の議員定数は現在16人であるが条例定数の上限値22人を6人下回っている。議員定数のあり方については、これまでも人口割り、地域割り、有権者数割りなど様々な角度から議論してきたが、平成15年改選時に22人から20人、平成19年の改選時には20人から16人と減員してきた経緯があることから、これ以上減らせば住民の付託に応えられるのかという意見も出た。

議論のなかでは人口減に伴い15人という案も出たが、奇数だと可否同数の場合、常に議長裁定という結論を招くのは好ましくないこと、また、地方議会が二元代表制という制度仕組みのうえで予算提案権、行政執行権を持つ首長と同等の権利を持つ議会として、議員数の減少は議会の力の弱体化を招くことになり、議会制民主主義を守れなくなる恐れがあるとの結論に達し、現状の定数16人を維持することに決定した。

(2) 議員報酬について

地方議員の報酬については、都道府県議会議員、市議会議員については生活保障を原則とした考えが定着しており、町村議会議員についてはその原則が曖昧であった。

地方分権の時代を迎え、町村議会の果たすべき役割は検証機能から政策提言、住民への説明責任等大きく増大し、議員に求められる能力も専門性はもとより行政全般に対する広い見識が求められている一方、現代社会の多様な価値観を行政に反映させるために、女性や青年等社会の各層を代表する議員の誕生も求められている。

このような町議会に求められている責務を達成するためには、町議会議員の報酬を生活給と明確に位置づけ、議員の身分と生活を保障する制度にすべきとの結論に達した。

(3) 委員会について

① 常任委員会

多様化する行政需要の中で、議会として住民の付託に的確に応えるためには、現行の専門性を持つ三つの常任委員会を維持確保することが必要である。

② 予算・決算特別委員会

当初予算及び決算については、全議員が住民への説明責任を果たすために、所属常任委員会の枠にとらわれず、広範に討論を深め、町政の課題に対応した予算及び決算の検証と政策提言を実現すべく設置するものとする。

なお、その際は予算の積算資料及び決算の証拠書類の提示を求めるものとする。

<例・審議の流れ>

(本会議中)

本会議にて議案の説明

↓

特別委員会の設置、議案の付託

↓

(暫時休憩)

委員長・副委員長を互選

↓

(再開)

会議を再開。本会議で議長が委員長等を指名（議長を除く）

↓

本会議を休会

(特別委員会)

特別委員会を開会

↓

質疑・採決

↓

本会議にて委員長が審査結果を報告

↓

本会議で討論、採決

(4) 所管事務調査等について

町民の負託にこたえる議会を形成するために、所管事務調査や議員研修を充実し、他市町村の先進的な事例や事業を研修することにより、本町議会及び議員個々の資質の向上を図る必要がある。

よって、所管事務調査等に当たっては、町の旅費規程を遵守し、議員1人当り年間12万円の旅費を確保し、調査の充実を図る必要がある。

現在は、1万8,500円です。

(5) 議会基本条例について

議員は常に町民の信頼と期待の中で活動することが求められる。

地方分権と地域主権が進展する中、二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要となる。

議会は持てる権能を馳駆し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点及び争点を町民に明らかにすること、また、町民の声を町政に反映させる責務を有している。

そのために、議会、議員活動の最高規範である「議会基本条例」を制定する必要がある。

(6) インターネットを活用した議会中継配信システムについて

近年、議会基本条例の制定の動きが全国的に広がっている。これはいかに議会の情報公開が大切であるかの表れであり、その一つの手法として、インターネットを活用し議会中継を配信している議会が増えている。

本町においても町内全域でブロードバンド環境の整備が進んでおり、議会中継を配信できる環境が整っていることから、町民に対し情報を公開し、今まで以上に開かれた議会を目指すためにも、インターネットを活用した議会中継を実施すべきである。

(7) 政務調査費について

政務調査費は議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するものであり、積極的・効果的な議会活動を行うためには必要ともいえる金銭的給付であることから、町村レベルでも導入している自治体もある。

本町においても議会の活性化を図り、更に活発な議会活動を行うためには政務調査費の導入は有効な手段であり、実現に向け検討を始めるべきである。

なお、その際は議員1人当たり月額1万円が妥当であり、実施にあたっては適宜情報を町民に公開すべきである。

(8) その他の議会活性化の方策

- ①一般質問における当局の答弁書について、当該議員に質問当日の朝配付し、一般質問の充実を図るべきである。
- ②中央公民館や各地区公民館に議会の日程等のお知らせを配付し、議会の情報公開を推進すべきである。
- ③選挙の公営化を推進すべきである。
- ④一般質問時に残時間表示計を導入すべきである。

平成22年12月15日

川俣町議会

これをもって報告ですが、この報告内容は、川俣町議会の開かれた議会改革に向けた最小限の条件課題であります。解決のできることから、直ちに着手されることを強く要望します。以上で報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） ただいま特別委員長の方から詳細にわたって報告があったわけですが、ごさいますけれども、今、詳細に朗読していただきましたけれども、改革条項のみをやっぱり全体の議会の中では表現すべきでなかったか。

それと、もう1件は、これら10名の委員の方、回数を重ねて12回ほどいろいろ慎重審議をしていただいたわけですが、ごさいますけれども、他町村の研修も含めて、それともう1点は、12回ほど会議をした中で、たったいっぺんほかの5名の議員にはたった一度しか報告がなされてごさいません。これも調査委員会が議長に報告をして、議長がこれらの内容等につきましては、本会議の中で説明に当たったわけですが、ごさいますけれども、この中でいろいろと参加しなかった我々の意見は参酌する余地がなかったのかどうか、まず、そのこと1点。あるいは、議会改革の大前提の

下にこれやっているわけでございまして、なにひとつ真新しい、あるいはよくやっているわ、議会も変わりそうだというふうな地区住民、あるいは住民の方々が参考になる、あるいは議員よくやっているというふうな明示することが、果たしてこの内容でできるのかどうか。一つには、議員定数の問題等々につきましても、もう我々の声も聞かないで、一方的に報告書の中では16名というふうに限定されておるわけでございますので、そういったこと等ももう少し幅広い意見が必要だったのではないかどうか。あるいは報酬の問題等につきましても、ここに掲げてありますように生活権まで望んでいくんだということになりますと、これは金額では明示されてないわけでございますが、値上げしろというふうにとらわれても仕方がないわけでございますので、そういったこともこういった表現、あるいはどこまで表現するのかというふうな具体的なことも、私としては必要ではなかったのかというふうなことが言えるわけですし、あくまでもこれは報告であるので、これらに沿って改革していくんだと言いましたならば、それで結構でございますけれども、6月の定例議会の中で議会改革特別調査委員会を設置して、それを全戸各家庭には配布されておるわけでございまして、そうなりますと、なんだと、議員のための特別調査委員会だったのかというふうなとらえ方も往々にしてあるのではないか。議会のあり方等につきましても、委員長の方から二元代表制の、そして議員のあり方等につきましても、調査委員会の中では論議がされておるわけでございますが、少なれば本当に住民の負託に応えることができ得ないのか。そういった場合は、会期を延長するなり、そういった具体策を取っての住民の声も吸収する場面等々も対策としてはでき得るんじゃないかというふうなことでございまして。

あともう一つはですね、報酬等につきまして、現在、年4回の定例議会があるわけでございますけれども、こういったことに出益を勘案して、昨今の経済情勢の中で、果たしてこれが高いか安いかということ論議しますと、高いと言われる方が議会のとりまとめは安いというような結論になったとしても、一般町民から見ますと、4回の定例会で、それ以外に恒常政治活動、あるいは調査をされているわけでございますけれども、高いというのが一般的なイメージになりかねないわけでございますので、これらの取扱い等々については再考をいただきたい。これはここで議長が報告をしているわけでございますので、委員の方々に申し上げるんじゃなく、議長に再考をお願いをすることを具申をさせていただきます、発言に代えさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、私に対する質問でありますので、私の方から答弁します。

私は、オブザーバーとして、この特別委員会の開催に全委員会に出席して様子を見させていただきました。口を挟むということにはなかったんですが、その中で本当に短い時間の間にこの仕上がった報告書は、大変中身の濃いボリュームのある報告書であると私は理解しております。新関議員のそういうとらえ方もあるのかもしれませんが、議会の改革という、議会とは何かという形の中での出た結論としては、

立派なものではないかと理解しているところでございます。それで、この報告書を下に皆さんとともに全員協議会等でお諮りしながら、できることからまず進めていきたい。当然、我々の任期の間でできないこともたくさんあるわけですが、すぐできることは皆様とともに話し合いながら実行していきたい、そんな考えを持っているところでございます。以上、私からの感想というか答弁とさせていただきます。

黒沢敏雄君。

- 10番（黒沢敏雄君） 私からは、この報告書が議会だよりにすべて出すとするならば、私としてはいかがなものかと思えます。ということは、前にも政務調査費などは、出すべきか出さないべきかというような論議がありました。しかし、それは町の財政の中での給与の上乗せになるというような議員からの発言があって、これはないことにした経緯があります。議長もご存じのとおりです。ですから、そういった意味において、やはり自分たちのことは町のために何をすべきかということも十二分に理解して私どもはおりますが、ただ、そういった住民の声を無視したような部分は、私はあまり報告に載せたくないという心境であります。ですから、そういった意味においては、全文を記載するとするならであれば、私はいかがなものかというふうに思えます。最終的には議長の判断を仰ぎますが、一応意見として申し添えます。

- 議長（佐藤喜三郎君） お答えします。

特別委員会の中では、当然そのような議論もされた中で、いわゆるある程度理想というか、そういう目標というか、そういうものの中で、こういうものは確かに必要なのではないかという結論に委員会の中で達したわけでありまして、私はそれになるほどという形で聞かせていただいたわけでありまして、黒沢議員のそういう考え方も当然あるわけですが、特別委員会の中で決めたことでありますので、これを尊重して、町民にこのような報告書がまとまったということで、全文報告したいと思っております。

新関善三君。

- 9番（新関善三君） 非常に議長の前向きの検討は分かるわけでございまして、この特別調査委員会の報告は議長あてにされているわけでありまして、それを今度は議長職権の中で、これらをどういうふうに取り扱って、ただ、今日まではこれら特別調査委員会の中で全議員に報告されたと。その中で参加されなかった一議員としては、こういった用語、あるいはこういったことも、こういった特別調査委員会の方々ももっと幅広く、民主的に取り扱っていただきたかったということをお先ほど申し上げまして、あとはくどいようですが、特別調査委員会の任務は議長に報告することによっての終了を迎えて、今日、そのために当議会で最終報告がなされたというふうな見解があるわけでございますので、後の処遇はひとつ議長職権の方で良い改善策を見いだしていただきたい。このように思います。

- 議長（佐藤喜三郎君） 先ほど答えましたように、これを基に皆さんと議論しながらできることから取組んでいくということでもあります。決してもう決まったんだから、

これをどんどん進めるんだじゃなくて、できることから皆さんで協議して、当然この中には当局に理解してもらわなきゃならないこともたくさんあるわけですから、そういうことで皆さんと今度は全議員で協議しながら進めていきたい。実現に向けて進めていきたいと、そう思っております。

それでは、この報告については、以上で終了したいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第10、議報告第9号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） はじめに、厚生常任委員長、報告願います。
菅野意美子君。

○厚生常任委員長（菅野意美子君） 厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。
本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成22年12月15日

厚生常任委員長 菅野意美子

記

1. 調査事項・方法

- (1) 福島県いわき市を訪問し、障害者授産施設について説明を受け、研修を行った。
- (2) 茨城県日立市を訪問し、火葬場建設について説明を受け、研修を行った。

2. 調査期日

平成22年10月5日（火）から6日（水）までの2日間

3. 調査参加者

厚生常任委員会	5名
町民税務課	1名
議会事務局	1名
計	7名

4. 調査結果及び報告

以下、内容についてはご配付のとおりですので、ご覧ください。

以上で報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、議会運営委員長報告願います。石河清君。

○議会運営委員長（石河清君） 議会運営委員会所管事務調査報告書
本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成22年12月15日

議会運営委員会委員長 石河 清

記

1. 調査事項・方法

- (1) 山梨県富士河口湖町を訪問し、議会の活性化について説明を受け研修を行っ

た。

(2) 神奈川県大井町を訪問し、議会の活性化について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成22年11月29日(月)から12月1日(水)までの3日間

3. 調査参加者

議会運営委員会 8名

議会事務局 1名

計 9名

4. 調査結果及び報告については、以下記載のとおりでございますので、よろしく
お願いいたします。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第11, 議報告第10号「議員の研修会等の報告に
ついて」、報告を受けます。議会事務局長。

○議会事務局長(高橋清美君) 別紙議報告書により朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) 産業建設常任委員長 三浦浩一君、報告願います。

○産業建設常任委員長(三浦浩一君) 福島県町村議会議長会主催の議員研修会報告書
このことについて、下記のとおり議員研修会に出席したので報告する。

平成22年12月15日

産業建設常任委員会委員長 三浦浩一

記

1. 目的 これからの基礎自治体とその議会のあり方についての研修

2. 場所 郡山市 ビッグパレットふくしま

3. 日時 平成22年10月25日(月)

4. 出席議員 15名

5. 研修会の内容は下記のとおりでございますので、ご一読願います。

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、議会だより編集委員会委員長 高野善兵衛君、報告願
います。高野善兵衛君。

○議会だより編集委員会委員長(高野善兵衛君) 15番 高野です。

議会だより編集委員会視察研修報告書、朗読をもって報告します。

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成22年12月15日

議会だより編集委員会委員長 高野善兵衛

記

1. 目的 議会広報の編集、作成の研修

2. 場所 宮城県大衡村、岩手県岩手町

3. 日時 平成22年11月15日(月)から16日(火)の2日間

4. 出席議員 4名

5. 研修会の内容、これにつきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告といたします。



◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議いただき誠にご苦労さまでした。心からお礼を申し上げます。

これをもちまして平成22年第8回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。
(午後7時26分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 議報告第 7号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告
- 報告第 9号 寄附採納報告
- 議案第 97号 川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例
- 議案第 98号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 99号 福島地方広域行政事務組合規約の変更について
- 議案第100号 福島地方広域行政事務組合の解散について
- 議案第101号 福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第102号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第103号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第104号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）
- 発議第 9号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対に関する意見書
- 発議第 10号 医療職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書
- 発議第 11号 後期高齢者医療制度をすぐに廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅に増やすことを求める意見書
- 発議第 12号 年金引き上げを求める意見書
- 発議第 13号 最低保障年金制度の制定を求める意見書
- 発議第 14号 旧産業廃棄物最終処分場に関する意見書
- 発議第 15号 肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成を求める意見書
- 発議第 16号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書
- 議報告第 8号 議会改革等に関する調査特別委員会報告について
- 議報告第 9号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第10号 議員研修会等の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 三浦浩一

同 署名議員 五十嵐謙吉